

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 7 月 15 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500383号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600042号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月25日及び同年12月1日の標準賞与額を12万円、平成17年7月25日及び同年12月1日の標準賞与額を15万円、平成18年12月1日の標準賞与額を20万円、平成19年7月25日及び同年12月1日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成16年7月25日、同年12月1日、平成17年7月25日、同年12月1日、平成18年12月1日、平成19年7月25日及び同年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年7月25日、同年12月1日、平成17年7月25日、同年12月1日、平成18年12月1日、平成19年7月25日及び同年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年7月
② 平成16年12月
③ 平成17年7月
④ 平成17年12月
⑤ 平成18年12月
⑥ 平成19年7月
⑦ 平成19年12月

私は、請求期間に係る賞与明細書を所持していないが、当該期間に賞与が支給されており、賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。源泉徴収票等を提出するので、将来の年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑦までについて、請求者から提出された平成16年分から平成19年分までの給与所得の源泉徴収票、平成16年度から平成19年度までの市民税・県民税特別徴収税額の通

知書、請求期間のうちの一部期間に係る家計簿及び請求者の給与支払額に係る事業主からの回答内容によると、各年の源泉徴収票に記載された給与支払額及び社会保険料額は、上記の資料等から推認される各年の給与総支払額の合計額及びオンライン記録により確認できる標準報酬月額から推計される各年の社会保険料額の合計額を上回っていることが確認できる。

また、請求者は、請求期間①から⑦までに係る賞与額については、10万円ないし18万円ぐらゐの額であった旨陳述しているところ、上記の源泉徴収票の給与支払額と上述において推認される給与総支払額の年間合計額との各年における差額は、請求者が記憶している賞与額とおおむね符合している。

さらに、事業主は、請求者に請求期間①から⑦までに係る賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している上、同僚から提出された請求期間⑤に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与から保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から⑦までにおいて、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から⑦までの賞与支払日については、事業主の陳述内容から、請求期間①は平成16年7月25日、請求期間②は同年12月1日、請求期間③は平成17年7月25日、請求期間④は同年12月1日、請求期間⑤は平成18年12月1日、請求期間⑥は平成19年7月25日及び請求期間⑦は同年12月1日とすることが妥当である。

また、請求期間①から⑦までの標準賞与額については、上記の源泉徴収票等により推認される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は12万円、請求期間③及び④は15万円、請求期間⑤は20万円、請求期間⑥及び⑦は15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年7月25日、同年12月1日、平成17年7月25日、同年12月1日、平成18年12月1日、平成19年7月25日及び同年12月1日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成16年7月25日、同年12月1日、平成17年7月25日、同年12月1日、平成18年12月1日、平成19年7月25日及び同年12月1日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600083 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600043 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 22 年 7 月 23 日の標準賞与額を 60 万円、同年 12 月 29 日の標準賞与額を 60 万 3,000 円、平成 23 年 7 月 28 日の標準賞与額を 52 万 4,000 円、同年 12 月 28 日の標準賞与額を 58 万 7,000 円、平成 24 年 7 月 27 日の標準賞与額を 52 万 6,000 円、同年 12 月 28 日の標準賞与額を 60 万 3,000 円及び平成 25 年 7 月 31 日の標準賞与額を 53 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月 23 日、同年 12 月 29 日、平成 23 年 7 月 28 日、同年 12 月 28 日、平成 24 年 7 月 27 日、同年 12 月 28 日及び平成 25 年 7 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 7 月 23 日、同年 12 月 29 日、平成 23 年 7 月 28 日、同年 12 月 28 日、平成 24 年 7 月 27 日、同年 12 月 28 日及び平成 25 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 7 月 23 日
② 平成 22 年 12 月 29 日
③ 平成 23 年 7 月 28 日
④ 平成 23 年 12 月 28 日
⑤ 平成 24 年 7 月 27 日
⑥ 平成 24 年 12 月 28 日
⑦ 平成 25 年 7 月 31 日

私の年金記録には、請求期間①から⑦までの標準賞与額の記録がない。原因は、年金事務所に対する賞与支払届の未提出によるものであり、賞与から控除された厚生年金保険料も未納と思われる。当該期間において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているので、将来の年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①から⑦までに係る賞与支給明細書及び請求者の預金口座に係る取引明細証明書により、請求者は、請求期間①から⑦までにおいて、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、③、④、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書により確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は60万円、請求期間③は52万4,000円、請求期間④は58万7,000円、請求期間⑥は60万3,000円、請求期間⑦は53万2,000円に訂正し、また、請求期間②及び⑤に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書により確認できる総支給額から、請求期間②は60万3,000円、請求期間⑤は52万6,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月23日、同年12月29日、平成23年7月28日、同年12月28日、平成24年7月27日、同年12月28日及び平成25年7月31日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年7月23日、同年12月29日、平成23年7月28日、同年12月28日、平成24年7月27日、同年12月28日及び平成25年7月31日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500295号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600040号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和10年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年4月から昭和52年3月まで

② 昭和61年7月2日から昭和63年6月まで

私は、A社に、昭和51年4月頃から昭和63年6月頃まで勤務したが、請求期間①及び②の厚生年金保険の記録がない。勤務する店舗は変わったが、継続して同社に勤務していたので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、B社から提出されたA社に係る店舗ごとの在籍者一覧(以下「在籍者一覧」という。)に記載された請求者の同社における入社年月及び請求者が最初に勤務したとするC店の同僚の陳述内容により、請求者は、昭和52年2月に同社に入社したことは認められるものの、請求期間①のうち、昭和51年4月から昭和52年1月までの期間において、同社に勤務していたことは確認できない。

また、請求期間①当時における厚生年金保険への加入の取扱いについて、B社は、入社から1か月後くらいに加入させることはあったと回答しているところ、在籍者一覧により確認できる従業員の中には、入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が相違している者が複数確認できる。

さらに、B社は、在籍者一覧のほかに、請求期間①当時の資料はないと回答しており、請求者がA社に入社後、給与から厚生年金保険料を控除されていたか否か確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

2 請求期間②について、在籍者一覧の退社年月日の記載により、請求者は、A社を昭和 61 年 7 月 1 日に退社したことが確認できる上、当該退社年月日は、請求者に係る雇用保険の加入記録の離職日と一致している。

また、A社において、請求期間②に厚生年金保険被保険者記録のある者のうち、請求者が氏名を挙げた者を含む複数の者に対して、請求期間②における請求者の勤務状況について照会したが、具体的な陳述又は回答を得ることはできない。

さらに、オンライン記録により、請求者は、A社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 61 年 7 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、雇用保険の加入記録によると、請求者は、請求期間②中の昭和 62 年 4 月 1 日に別の事業所において雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、B社は、在籍者一覧のほかに、請求期間②当時の資料はないと回答している上、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500375号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600041号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社D本社(現在は、C社)における厚生年金保険の標準報
酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のE社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めるこ
とはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和53年3月から昭和54年4月まで

② 昭和61年7月及び同年8月

③ 平成5年10月から平成6年8月まで

請求期間①については、給与が上がっていた時代なので、A社における標準報酬月額が請求
期間①の直前と比べて1万8,000円も下がっているのは不自然である。

請求期間②については、C社における標準報酬月額が11万8,000円となっている。入社時
に給与総額26万円以上、手取金額20万円以上で会社と取り決めをしたが、実際には15万円
の手取りだったため、後で取り決めと違うことを会社に言って、差額の5万円を支払ってもら
った。

請求期間③については、E社における標準報酬月額が請求期間③の直前と比べて2万円少な
いが、給与は下がっていない。

請求期間①から③までの標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、給与が上がっていた時代なので、A社における標準報酬月
額が請求期間①の直前と比べて1万8,000円も下がっているのは不自然であると主張している
ところ、B社は、請求期間①当時の賃金台帳等の資料がないため、請求者の請求期間①におけ
る給与支給額及び厚生年金保険料控除額については不明であると回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿には、請求者の請求期間①における標準報酬月額は

14万2,000円と記載されており、当該標準報酬月額が遡って訂正されるなどの形跡は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 2 請求期間②について、請求者は、標準報酬月額が11万8,000円となっているが、入社時に給与総額26万円以上、手取金額20万円以上で取り決めをしたと主張しているところ、C社が保管する請求者に係る賃金台帳によると、請求者は、昭和61年8月の給与から、オンライン記録における標準報酬月額11万8,000円に相当する同年7月分の厚生年金保険料(7,316円)を控除されていることが確認できる。

また、F企業年金基金が保管するG厚生年金基金(当時)における請求者の厚生年金基金加入員台帳によると、請求期間②に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、C社D本社に係る請求者の厚生年金保険被保険者原票には、請求者の請求期間②における標準報酬月額は11万8,000円と記載されており、当該標準報酬月額が遡って訂正されるなどの形跡は確認できない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

なお、請求者が主張している差額分の給与5万円の支払について、C社は、上記賃金台帳のほかに、請求者に係る資料は残っておらず、請求者が主張する内容について確認できないと回答している。

- 3 請求期間③について、請求者は、E社における標準報酬月額が請求期間③の直前と比べて2万円少ないが、給与は下がっていないと主張しているところ、E社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は、賃金台帳等を保存しておらず、当時の社会保険担当者も死亡しているため、請求者の請求期間③における給与支給額及び厚生年金保険料控除額については不明であると回答している。

また、オンライン記録には、請求者の請求期間③における標準報酬月額は36万円と記録されており、当該標準報酬月額が遡って訂正されるなどの形跡は確認できない。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。